

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

クーリング・オフについて！

1 クーリング・オフって何だろう？

「クーリング・オフ」という言葉、聞いたことはありますか？

突然の訪問販売や電話勧誘で契約してしまい、「やっぱりやめたいな…」と思ったときに、あなたの味方になってくれる大切な制度です。クーリング・オフとは、契約した後でも、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度のことです。**特に、不意打ち性の高い契約、例えば、自宅への訪問販売や電話での勧誘など、冷静に考える時間がないまま契約してしまった場合に、消費者を守るために設けられました。**契約を解除しても、違約金などを支払う必要はありません。



2 クーリング・オフはどのようなときに使えるの？

クーリング・オフが適用されるのは、主に以下のような取引(契約)が対象となります。

- ① 自宅への訪問や喫茶店などでの勧誘による契約(訪問販売)
- ② 電話での勧誘による契約(電話勧誘販売)
- ③ エステティック、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど、長期にわたるサービス契約(特定継続的役務提供)
- ④ 「仕事がある」と誘い、商品を買わせたりサービスを受けさせたりする取引(業務提供誘引販売取引(内職商法))
- ⑤ 商品やサービスを販売しながら、同時に販売員を勧誘する取引、連鎖販売取引(マルチ商法)
- ⑥ 訪問購入



クーリング・オフができる期間は、取引の種類によって異なります。契約書面を受け取った日を含めて、原則として8日間または20日間です。ご注意ください！

期間を過ぎてしまうと、クーリング・オフはできなくなります。

契約書面が渡されない、渡されても不備があった場合、クーリング・オフはないと説明するなど妨害した場合などは、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

(※対象となる取引と期間は特定商取引法やその他の関連法令によって定められています。)

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ)※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 TEL 03-3456-4159



港区ホームページ

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら



3 クーリング・オフはどうするの？

ハガキを特定記録郵便あるいは簡易書留で送り、送る際には、表裏両面をコピーして保管しましょう。クレジット契約がある場合、クレジット会社にも同時に通知します。

※現在は電磁的方法でクーリング・オフ通知も可能になっています。



特定記録郵便
簡易書留

〒□□□□□□

(事業者の住所)
(事業者の名称)
代表者様

簡易書留

特定記録郵便
あるいは簡易書留

クーリング・オフ
をする取引を明記

あて先は事業者の
代表者宛



クーリング・オフ通知書

次の契約を解除します

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額 円

販売会社

担当者

◆支払った代金 円は返して下さい。

銀行 支店 普通・当座・貯蓄

口座番号 名義人

◆(受け取った)商品は引き取って下さい。

◆今後の勧誘は望みません。

年 月 日

住 所

氏 名

トイレのつまり解消！鍵を紛失した時の鍵開け！等の際に高額な費用を請求されたなどのいわゆる「レスキュー商法」の被害の際にもクーリング・オフが適用される場合があります。お困りの時は、消費者センターにご相談ください。

9月は「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」月間です！



関東甲信越ブロック 高齢者悪質商法被害防止 共同キャンペーン

そ、あやしいぞ!!

点検商法

お断りします!!

それ本当に必要?

電話勧誘
トラブル

海産物が...
特別価格で...

無料で給湯器を
点検できますよ

みんなで防ごう!
悪質商法にレッドカード!!

高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。

土曜日も相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は
高齢者被害110番 ☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの通報・問い合わせは
高齢消費者見守りホットライン ☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 局番なし☎188

東京都消費生活総合センター